◇福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会定例会招集規則

平成 6 年 4 月 1 日 規 則 第 1 号

(目的)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第102条第2項の規定により、福井坂井 地区広域市町村圏事務組合の議会の定例会について定めることを目的とする。

(招集の月)

第2条 定例会は、毎年3月、7月及び11月にこれを招集する。

(繰下げ又は繰上げ招集)

第3条 管理者は、前条の規定により定例会を招集することが困難な場合は、これを繰下げ又は繰上 げて招集することができる。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

(福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会の定例会の招集時期を定める規則の廃止)

2 福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会の定例会の召集時期を定める規則(昭和 45 年規則第 3 号)は、廃止する。